

「ねんきんネット」ご利用ガイド  
<スマートフォン版>  
7章 通知書の確認

第2.2版

2024年3月29日



日本年金機構  
Japan Pension Service

---

## 「ねんきんネット」ご利用ガイド&lt;スマートフォン版&gt;

## 目次

## 【7章】 通知書の確認

## 1 通知書の確認とは

1.1	通知書の確認の概要	2
1.2	電子版「ねんきん定期便」の確認とは	3
1.2.1	電子版「ねんきん定期便」の確認の概要	3
1.2.2	ご利用いただける方	3
1.3	電子版「被保険者記録照会回答票」の確認とは	4
1.3.1	電子版「被保険者記録照会回答票」の確認の概要	4
1.4	年金の支払いに関する通知書の確認とは	5
1.4.1	年金の支払いに関する通知書の確認の概要	5
1.4.2	ご利用いただける方	5
1.5	国民年金保険料に関する通知書の確認とは	6
1.5.1	国民年金保険料に関する通知書の確認の概要	6
1.5.2	ご利用いただける方	6

## 2 画面の操作と説明

2.1	「通知書を確認する」画面の表示	7
2.2	電子版「ねんきん定期便」のダウンロード	11
2.2.1	電子版「ねんきん定期便」の表示	11
2.3	電子版「被保険者記録照会回答票」のダウンロード	13
2.3.1	電子版「被保険者記録照会回答票」の表示	13
2.4	年金の支払いに関する通知書のダウンロード	15
2.4.1	年金の支払いに関する通知書（電子版）の表示	15
2.5	国民年金保険料に関する通知書のダウンロード	17
2.5.1	国民年金保険料に関する通知書の表示	17

**「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>****【7章】 通知書の確認****1 通知書の確認とは****1.1 通知書の確認の概要**

「通知書の確認」のサービスでは、電子版「ねんきん定期便」、電子版「被保険者記録照会回答票」、年金の支払いに関する通知書、及び国民年金保険料に関する通知書をご確認いただけます。

本項では、電子版「ねんきん定期便」、電子版「被保険者記録照会回答票」、年金の支払いに関する通知書、及び国民年金保険料に関する通知書の確認方法をご案内します。

## 「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

---

### 1.2 電子版「ねんきん定期便」の確認とは

---

#### 1.2.1 電子版「ねんきん定期便」の確認の概要

毎年誕生月に、日本年金機構が郵送している「ねんきん定期便」の電子版（PDF ファイル）をご確認いただけます。

#### 1.2.2 ご利用いただける方

電子版「ねんきん定期便」は、次の全てに該当する方がご利用いただけます。

- ・ 国民年金または厚生年金保険に加入中の方
  - ※ 20 歳以上 60 歳未満で、年金未加入の方（年金加入義務のある方）を含みます。
- ・ 日本年金機構が郵送する「ねんきん定期便」の送付対象の方
  - ※ 「ねんきん定期便」が日本年金機構から発行されないお客様（国共済、地共済、私学共済に加入中など日本年金機構以外から「ねんきん定期便」が発行されるお客様、これまで国民年金または厚生年金保険に加入していないお客様など）は、電子版「ねんきん定期便」をご利用いただけません。

## 「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

---

### 1.3 電子版「被保険者記録照会回答票」の確認とは

---

#### 1.3.1 電子版「被保険者記録照会回答票」の確認の概要

これまでの年金加入記録を電子版「被保険者記録照会回答票」で確認いただけます。  
表示する年金記録は日次で更新しています。

## 「ねんきんネット」ご利用ガイド&lt;スマートフォン版&gt;

## 1.4 年金の支払いに関する通知書の確認とは

## 1.4.1 年金の支払いに関する通知書の確認の概要

日本年金機構が郵送している年金の支払いに関する通知書の内容の確認や、電子版(PDF ファイル)の印刷・保存ができます。

## - 対象の通知書 -

名称	説明
年金振込通知書	金融機関等の口座振込で年金を受け取られている年金受給者の方に対して、各支払期の年金支払額等をお知らせするものです。
年金支払通知書	過去に遡って年金額に変更が生じた場合に、年金支払額等をお知らせするものです。
年金額改定通知書	物価等の変動に応じて年金額が改定された場合に、年金額等をお知らせするものです。
年金決定通知書・支給額変更通知書	年金額が決定された場合又は年金額に変更が生じた場合に、年金額等をお知らせするものです。
公的年金等の源泉徴収票	老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られている年金受給者の方に対して、支払われた年金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせするものです。 ※ [障害・遺族] 基礎年金または、[障害・遺族] 厚生年金の受給者の方に対しては「源泉徴収票」を発行することができません。

## 1.4.2 ご利用いただける方

年金の支払いに関する通知書の確認は、次の全てに該当する方がご利用いただけます。

- ・ [老齢・障害・遺族] 基礎年金または、[老齢・障害・遺族] 厚生年金を受け取られている方
- ・ 日本年金機構から年金の支払いに関する通知書が郵送されている方

## 「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

### 1.5 国民年金保険料に関する通知書の確認とは

#### 1.5.1 国民年金保険料に関する通知書の確認の概要

日本年金機構が郵送している国民年金保険料に関する種通知書の内容の確認や、電子版(PDF ファイル)の印刷・保存ができます。

#### - 対象の通知書 -

名称	説明
社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）	<p>「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、その年に納付された国民年金保険料の納付額を証明する書類です。 国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合には、年末調整・確定申告の際にこの控除証明書や領収証書を申告書に添付することが義務付けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ ダウンロードできる「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）」は一部レイアウトが異なりますが、書面で交付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」と記載されている内容については同じです。</li> <li>※ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）」はお客様控えになりますので、印刷して確定申告等の手続きに添付書類として利用することはできません。</li> <li>※ 国民年金保険料を納付していない期間や、厚生年金保険加入期間、第3号被保険者の期間等は、控除証明書は交付されていません。</li> </ul>
国民年金保険料口座振替開始（変更）・振替額通知書	<p>「国民年金保険料口座振替開始（変更）・振替額通知書」は、国民年金保険料の口座振替が開始（変更）される際に、初回の振替日や口座情報、振替金額などをお知らせする書類です。</p>
国民年金保険料口座振替額通知書	<p>「国民年金保険料口座振替額通知書」は、年度の初めにその年度の口座振替の金額をお知らせする場合や年度の途中で金額が変わった場合などに、その振替予定日や振替金額などをお知らせする書類です。</p>

#### 1.5.2 ご利用いただける方

国民年金保険料に関する通知書の確認は、日本年金機構から国民年金保険料に関する通知書が送付されている方がご利用いただけます。

## 「ねんきんネット」ご利用ガイド&lt;スマートフォン版&gt;

## 2 画面の操作と説明

## 2.1 「通知書を確認する」画面の表示

「ねんきんネット」

⇒この画面について詳しく知りたい場合は  
ご利用ガイド 3章 基本操作・各種設定  
を参照してください。

①【通知書を確認する】をタップ

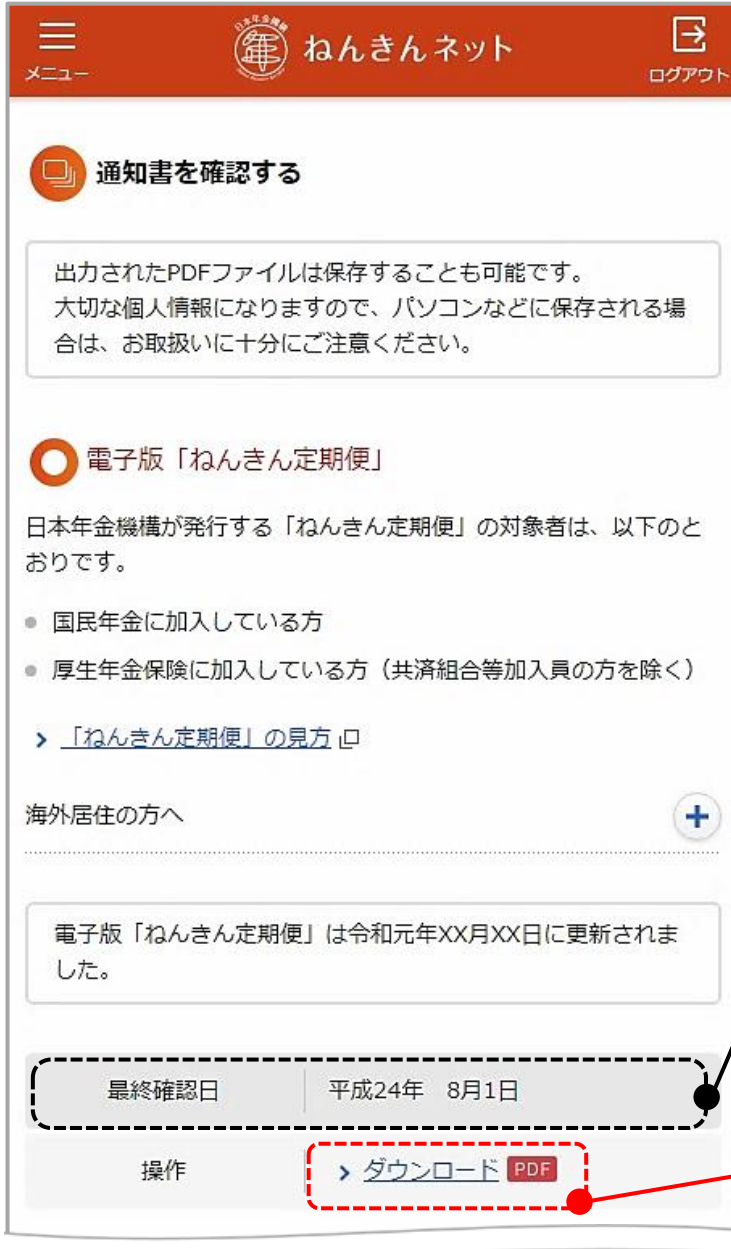
「通知書を確認する」画面が表示されます。

次ページへ



## 「ねんきんネット」ご利用ガイド&lt;スマートフォン版&gt;

「通知書を確認する」



最後にお客様が電子版「ねんきん定期便」を確認した日付を表示します。

②電子版「ねんきん定期便」のPDFファイルを表示する場合は【ダウンロード】ボタンをタップ

P.7章-11 「2.2 電子版「ねんきん定期便」のダウンロード」へ

※ ダウンロードできる電子版「ねんきん定期便」がない場合、「現在、ダウンロードできる電子版「ねんきん定期便」はありません。」と表示されます。

## 「ねんきんネット」ご利用ガイド&lt;スマートフォン版&gt;

前ページの続き

○ 電子版「被保険者記録照会回答票」

最終確認日	平成24年 8月1日
操作	> ダウンロード PDF

○ 年金の支払いに関する通知書

各種年金の支払いに関する通知書の説明 +

※ 年金の支払いに関する通知書のPDFファイルのダウンロードは、作成年月日から5年間行うことができます。

※ お問い合わせに関して  
 電子版の通知書の内容に関するお問い合わせは、> [日本年金機構ホームページのQ&A](#) ☐ をご確認くださいか、> [ねんきんダイヤル](#) ☐ またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

作成年月日（新しい順） ▼

年金額改定通知書 平成29年 11月分

作成年月日	平成29年 12月1日
ダウンロード実施年月日	平成29年 12月11日
操作	> ダウンロード PDF

最後にお客様が電子版「被保険者記録照会回答票」を確認した日付を表示します。

電子版「被保険者記録照会回答票」のPDFファイルを表示する場合は【ダウンロード】ボタンをタップ

P.7章-13 「2.3 電子版「被保険者記録照会回答票」のダウンロード」へ

※ ダウンロードできる電子版「被保険者記録照会回答票」がない場合、「現在、ダウンロードできる電子版「被保険者記録照会回答票」はありません。」と表示されます。

各通知書の詳しい説明を見る場合は【各種年金の支払いに関する通知書の説明】+ をタップ

年金の支払いに関する通知書のPDFファイルを表示する場合は【ダウンロード】ボタンをタップ

P.7章-14 「2.4 年金の支払いに関する通知書のダウンロード」へ

※ ダウンロードできる年金の支払いに関する通知書がない場合、「現在、ダウンロードできる年金の支払いに関する通知書はありません。」と表示されます。

## 「ねんきんネット」ご利用ガイド&lt;スマートフォン版&gt;

前ページの続き

**国民年金保険料に関する通知書**

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）の説明 +

- 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、納めていただいた年の国民年金保険料の納付額を証明する書類です。
- このページでダウンロードできるものは「お客様控」になります。

国民年金保険料の口座振替に関する通知書の説明 +

作成年月日（新しい順）

選択した順に並び替える

**社会保険料控除証明書 元号Z9年分**

作成年月日	元号Z9年 29月29日
ダウンロード実施年月日	元号Z9年 29月29日
操作	> ダウンロード PDF

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）の詳しい説明を見る場合は【社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控）の説明】 + をタップ

国民年金保険料の口座振替に関する通知書の詳しい説明を見る場合は【国民年金保険料の口座振替に関する通知書の説明】 + をタップ

各通知書のPDFファイルを表示する場合は【ダウンロード】ボタンをタップ

P.7章-17 「2.5 国民年金保険料に関する通知書のダウンロード」へ

※ ダウンロードできる国民年金保険料に関する通知書がない場合、「現在、ダウンロードできる国民年金保険料に関する通知書はありません。」と表示されます。

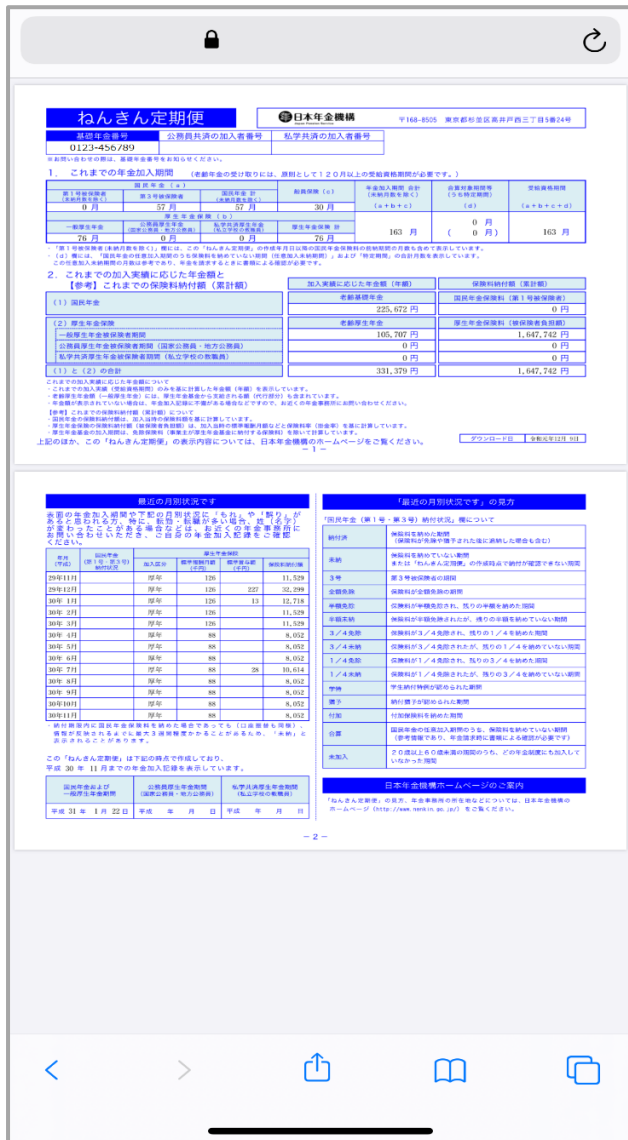
「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

2.2 電子版「ねんきん定期便」のダウンロード

2.2.1 電子版「ねんきん定期便」の表示

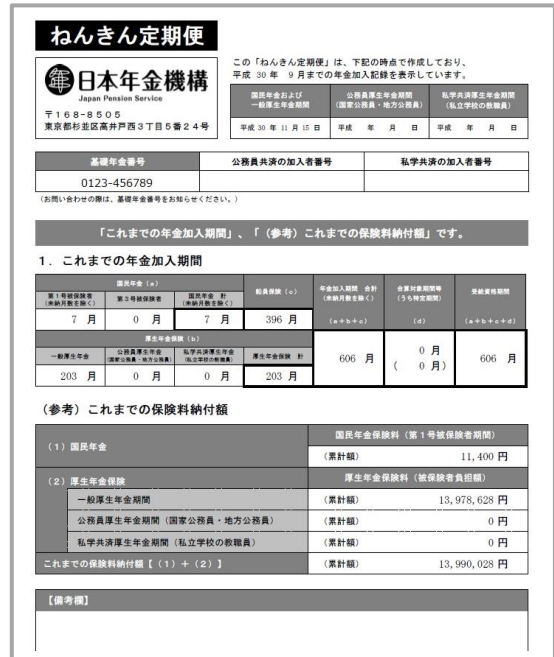
電子版「ねんきん定期便」(PDF ファイル)

<iOS11.4 safari の場合>



※ PDF ファイルの保存方法は、お使いの OS やブラウザによって異なります。

※ 節目年齢の場合は全期間の年金記録情報が表示されます。



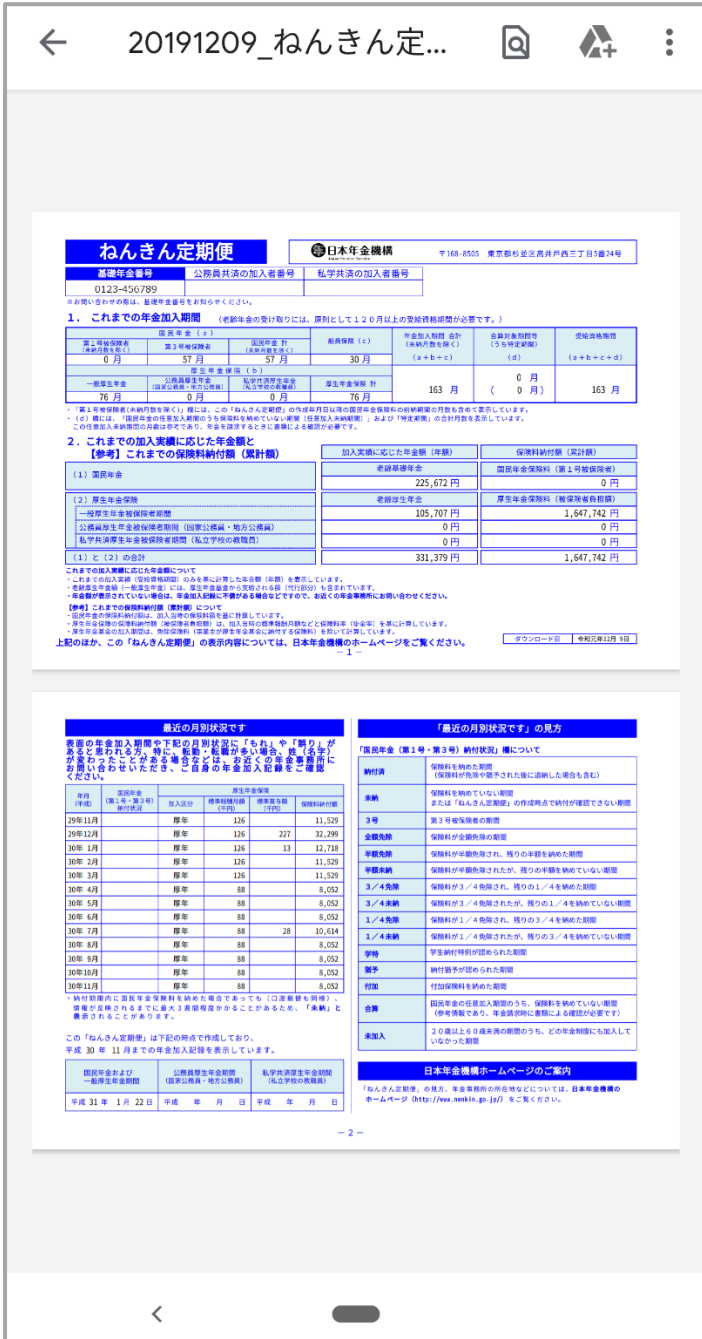
※ 「ねんきん定期便」の見方については、次のサイトをご確認ください。

「大切なお知らせ、「ねんきん定期便」をお届けしています」 | 日本年金機構  
<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/teikubin/20150331-05.html>

「ねんきんネット」ご利用ガイド<スマートフォン版>

電子版「ねんきん定期便」(PDF ファイル)

<Android8.0 chrome ドライブ PDF ビューアの場合>



※ PDF ファイルの保存方法は、お使いの OS やブラウザによって異なります。

## 「ねんきんネット」ご利用ガイド&lt;スマートフォン版&gt;

## 2.3 電子版「被保険者記録照会回答票」のダウンロード

## 2.3.1 電子版「被保険者記録照会回答票」の表示

電子版「被保険者記録照会回答票」(PDFファイル)

&lt;iOS11.4 safariの場合&gt;

電子版「被保険者記録照会回答票」

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀1丁目 日本年金機構

令和2年2月10日現在の加入記録です。

生年月日 昭和62年3月8日  
性 別 男  
基礎年金番号 0123-456789

加入制度	①お勤め先の名称または共済組合名等	②資格取得年月日	③資格喪失年月日	④加入月数
船保	XXXXXXXXXX	平成16.12.26	平成17.1.8	1
船保	XXXXXXXXXX	平成17.4.1	平成19.9.1	29
国年	XXXXXXXXXX	平成19.11.21	平成24.4.2	53
厚年	XXXXXXXXXX	平成24.4.2	平成27.12.5	44
国年	XXXXXXXXXX	平成27.12.5	平成28.4.1	4
厚年	XXXXXXXXXX	平成28.4.1	平成30.4.1	24
厚年	XXXXXXXXXX	平成30.4.1		12

国民年金						国民年金保険(一部)		了期員保険		⑤年金加入期間合計(⑤+⑥+⑦)
新加入月数	継続加入月数	経過加入月数	経過加入月数	経過加入月数	計	加入月数(船保)	加入月数(船保)	加入月数	加入月数	
57	0	0	0	0	57	80	80	30	30	167
⑨国民年金の対象月数						80	80	30	30	167
国民年金加入月数	国民年金加入月数	国民年金加入月数	国民年金加入月数		計					
0	0	0	0		167					

注:「国民年金加入月数」は、国民年金等から日本年金機構に登録されている加入月数です。国民年金に記録した共済組合等の加入月数は、掲載されていない場合があります。

⑬備考 1 / 1

被保険者記録照会回答票の見方

- 「①お勤め先の名称または共済組合名等」欄について
  - 「任意継続」
    - 厚生年金保険被保険者期間のうち、次の期間を表します。
      - 第4種被保険者……………任意継続被保険者
      - 船員任意継続被保険者……………船員であった人の任意継続被保険者
    - 「共済組合に移管済」
      - 厚生年金保険に加入されていた方が、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合や農林漁業団体職員共済組合等が設立されたこと等により、これらの共済組合の組合員となることから、それまでの厚生年金保険の被保険者期間は共済組合の組合員期間となります。
      - よって、「共済組合に移管済」の期間は被保険者期間となりません。
  - 厚生年金基金加入期間
- 厚生年金基金に加入されていた期間を( )内に再掲しています。




- 「②資格取得年月日」および「③資格喪失年月日」欄について
- 共済制度で、月単位で記録を管理している場合は、日付は0と表示しています。

※ PDFファイルの保存の方法はお使いのOSやブラウザによって異なります。

## 「ねんきんネット」ご利用ガイド&lt;スマートフォン版&gt;

電子版「被保険者記録照会回答票」(PDF ファイル)

&lt;Android8.0 chrome ドライブ PDF ビューアの場合&gt;

← 20191209\_被保険者記...   

**電子版「被保険者記録照会回答票」**

〒 181-0013 令和 2 年 2 月 10 日現在の加入記録です。

東京都三鷹市下連雀 1 丁目 日本年金機構

生 年 月 日 昭和 62 年 3 月 8 日

年 金 太 郎 様 性 別 男

基礎年金番号 0123-456789

加入制度	①お勤め先の名称または共済組合名等	②資格取得年月日	③資格喪失年月日	④加入月数
船保	XXXXXXXXXX	平成 16.12.26	平成 17. 1. 8	1
船保	XXXXXXXXXX	平成 17. 4. 1	平成 19. 9. 1	29
国年	XXXXXXXXXX	平成 19.11.21	平成 24. 4. 2	53
厚年	XXXXXXXXXX	平成 24. 4. 2	平成 27.12. 5	44
国年	XXXXXXXXXX	平成 27.12. 5	平成 28. 4. 1	4
厚年	XXXXXXXXXX	平成 28. 4. 1	平成 30. 4. 1	24
厚年	XXXXXXXXXX	平成 30. 4. 1		12

国民年金							厚生年金保険(一般)		船舶保険		⑧年金加入期間合計 (⑤+⑥+⑦)		
納付済月数	未納月数	未納理由	4号年金	5号年金	納付済月数	未納月数	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数		加入期間	
57	0	0	0	0	0	0	57	80 ( 0)	80 ( 0)	30	30	167	
⑨国民年金の対象月数							57						
57	0	0	0	0	0	0	167						

注：「海外渡居の加入月数」は、厚生年金から日本年金機構に登録されている加入月数です。平成24年以前に退職した共済組合等の加入月数は、実績提供されていない場合があります。

⑩備考 1 / 1

---

**被保険者記録照会回答票の見方**

1 「①お勤め先の名称または共済組合名等」欄について

(1) 「任意継続」

厚生年金保険被保険者期間のうち、次の期間を表します。

① 第4種被保険者……………任意継続被保険者

② 船員任意継続被保険者……………船員であった人の任意継続被保険者

(2) 「共済組合に移管済」

厚生年金保険に加入されていた方が、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合や農林漁業団体職員共済組合等が設立されたこと等により、これらの共済組合の組合員となることから、それまでの厚生年金保険の被保険者期間は共済組合の組合員期間となります。

よって、「共済組合に移管済」の期間は被保険者期間となりません。

(3) 「厚生年金基金加入期間」

厚生年金基金に加入されていた期間を( )内に再掲しています。

※ PDF ファイルの保存方法は、お使いの OS やブラウザによって異なります。







## 「ねんきんネット」ご利用ガイド&lt;スマートフォン版&gt;

各通知書の PDF ファイル

&lt;Android8.0 chrome ドライブ PDF ビューアの場合&gt;



※ PDF ファイルの保存方法は、お使いの OS やブラウザによって異なります。



## 「ねんきんネット」ご利用ガイド&lt;スマートフォン版&gt;

各通知書の PDF ファイル

&lt;Android12 chrome ドライブ PDF ビューアの場合&gt;



※ PDF ファイルの保存方法は、お使いの OS やブラウザによって異なります。